

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】3
- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】4
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】6

◇ 公 告

- 北九州市公告第18号により公告した一般競争入札の中止【建設局道路部道路維持課】7

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】8

◇ 交 通 局

- 収納事務の委託【交通局営業推進課】9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

資金前渡をすることができる経費に公共料金等の支払に係る経費を加えることにしました。

この規則は、令和2年1月31日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年1月31日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年1月31日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条第 1 項中第 2 4 号を第 2 7 号とし、第 1 5 号から第 2 3 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 4 号の次に次の 3 号を加える。

（ 1 5 ） 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

（ 1 6 ） 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

（ 1 7 ） 日本放送協会に対し支払う受信料

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 29 年北九州市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条並びに第 4 条第 1 号ウ及び第 2 号ウ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 号エ及び第 2 号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 号から第 3 号までの規定中「、扶養義務者」の次に「、当該扶養義務者の配偶者」を加え、同条を第 13 条とする。

第 11 条第 1 号及び第 2 号中「、扶養義務者」の次に「、当該扶養義務者の配偶者」を加え、同条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 号ア中「同じくする扶養義務者」の次に「（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この号において同じ。）、当該扶養義務者の配偶者」を、「場合に限る。）」の次に「、当該者の配偶者」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号イ中「当該者の配偶者若しくは扶養義務者」を「当該認定請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該認定請求を行う場合に限る。）若しくは母（当該児童の父が当該認定請求を行う場合に限る。）」に改め、同条第 2 号中「第 31 条第 5 号」を「第 31 条第 2 号」に、「前号」を「前号イ」に改め、同条に次の 5 号を加え、同条を第 11 条とする。

- (3) 番号利用法別表第二主務省令第 31 条第 3 号に掲げる事務 第 1 号アに掲げる情報
- (4) 番号利用法別表第二主務省令第 31 条第 3 号の 2 に掲げる事務 第 1 号アに掲げる情報
- (5) 番号利用法別表第二主務省令第 31 条第 3 号の 3 に掲げる事務 第 1 号イに掲げる情報

(6) 番号利用法別表第二主務省令第31条第5号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報

(7) 番号利用法別表第二主務省令第31条第6号に掲げる事務 第1号
に掲げる情報

第9条第1号ウ及び第2号ウ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に
改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の42の項第2欄に
掲げる事務に準ずる事務は、国民健康保険法第6条の規定による国民健康保
険の適用除外に関する事務とし、当該事務を処理するために必要な限度で利
用することができる条例第3条第3項に規定する規則で定める特定個人情報
は、次に掲げる情報とする。

(1) 対象者又は対象者と同じの世帯に属する者に係る生活保護関係情報

(2) 対象者又は対象者と同じの世帯に属する者に係る中国残留邦人等支
援給付等関係情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第4号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第30条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第55号

令和2年1月16日発行第4572号北九州市公報における北九州市公告第18号により公告した次の一般競争入札を中止する。

令和2年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

物品等の名称 若戸大橋及び若戸トンネル電力供給

北九州市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月31日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
F-200	有限会社新設	野田耕造	福岡県糟屋郡新宮町大字三代618番地2	令和2年1月31日
F-201	株式会社アズクリエィティブ	河北祐介	名古屋市中区錦二丁目5番12号パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階	令和2年1月31日

北九州市交通局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第5号の特殊旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年1月31日

北九州市交通局長 池上修

受託者		委託期間
名称	住所	
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号	令和2年1月28日から同年3月31日まで